

## 委 託 契 約 書 (案)

- |                     |  |
|---------------------|--|
| 1 委 託 業 務 の 名 称     | 岩手県立宮古高等看護学院清掃業務                             |
| 2 委 託 期 間           | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで                        |
| 3 委 託 業 務 の 実 施 場 所 | 岩手県宮古市崎楯ヶ崎第4地割1番地13                          |
| 4 委 託 料             | 金 _____ 円<br>(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 _____ 円) |
| 5 契 約 保 証 金         | 金 _____ 円                                    |

岩手県（以下「発注者」という。）と \_\_\_\_\_（以下「受注者」という。）とは、上記の委託業務について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、この契約書の条項に基づき、仕様書等に従い、法令を順守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

（実施に関する指示）

第2条 発注者は、受注者に対し、業務の履行に関して、その作業に立ち会い、又は必要な事項を指示することができる。

2 受注者は、業務の履行に関し、必要があると認めるときは、発注者の指示を受けるものとする。

（権利の譲渡等）

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第4条 受注者は、委託業務の全部、又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときはこの限りではない。

（仕様書等の変更、業務の中止等）

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、その内容を受注者に書面により通知して、業務の仕様書等及び業務に関する指示を変更し、又は業務を一時中止させることができる。

2 前項の場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

（履行期間の延長）

第6条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第7条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。

(業務完了報告及び確認)

第8条 受注者は、委託業務が完了した都度、清掃業務完了報告書(様式第4号)を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による報告書を受領したときは、当該業務の完了を確認するための検査を行い、委託業務の実施状況がこの契約に適合しないと認められるときは、これに適合させる措置をとるべきことを受注者に指示するものとする。

3 受注者は、前項の規定に従って措置したときは、その結果を発注者に報告するものとする。

(委託料の請求及び支払)

第9条 受注者は、毎月の委託業務が完了したときは、月ごとの委託料請求書を発注者に提出するものとする。

月額 \_\_\_\_\_ 円

2 発注者は、前項の請求書を受領したときは、その日から30日(以下「約定期間」という。)以内に委託料を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第10条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、違約金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、年\_\_\_\_パーセント(注1)の割合で計算した額とする。

注1 令和8年4月1日において適用される会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第9条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年\_\_\_\_パーセント(注2)の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

注2 令和8年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

(契約不適合責任)

第11条 発注者は、受注者が実施した業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、受注者に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき発注者が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき発注者が求める報告を拒み、又は第2条の規定による発注者の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(2) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の

相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

（受注者の解除権）

第 14 条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の変更に伴い、委託金額が当初の委託金額の 3 分の 1 以下となるとき。
- (2) 第 5 条第 1 項の規定による委託業務の中止期間が委託期間の 2 分の 1 を超えたとき。
- (3) 発注者が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

（契約解除の場合における委託料の返還）

第 15 条 受注者は、第 12 条から第 13 条の規定によりこの契約を解除された場合において、すでに委託料の支払いがなされているときは、発注者の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 受注者は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを発注者の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年\_\_\_\_パーセント（注 3）の割合で計算した遅延利息を発注者に支払わなければならない。

注 3 令和 8 年 4 月 1 日において適用される会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 117 条第 1 項で規定する違約金の徴収率とする。

（契約解除の場合における損害賠償金）

第 16 条 第 12 条又は第 13 条の規定により発注者がこの契約を解除したときは、受注者の納付した契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

注 4 契約保証金が免除された場合は、下線部は「損害賠償として契約金額の 100 分の 5 に相当する額を発注者に納付する」とする。

2 発注者は、第 14 条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

（不当介入に対する措置）

第 17 条 受注者は、受注者又はこの契約における再委託契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は、発注者に報告し、及び警察に通報しなければならない。

（秘密の保持）

第 18 条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（関係書類の整備）

第 19 条 受注者は、委託業務に係る処理を明らかにした関係書類を整備し、令和 13 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

（補則）

第 20 条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、発

注者、受注者協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

発注者 岩手県  
契約担当者  
岩手県立宮古高等看護学院  
学院長

印

受注者 住所  
氏名

印